

様式第4号（第11条関係）

基住第271号

令和8年8月10日

第1区区長 豊福 保夫 様

基山町長 松田 一也



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案について、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取り扱い

令和8年7月17日付けで要望のあった「交通標識・停止線の設置・交通ミラー設置要望」につきまして、別紙位置図①及び②について指導停止線の設置を行います。

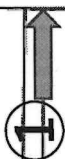
また、要望箇所周辺の町道の最高速度が令和8年9月から、60km/hから30km/hへと変わるため、周知する看板を設置するなどして注意喚起を行います。

2 取扱いの理由

住民課及び警察で現地確認を行った結果、要望された場所について安全対策を行う必要があると判断したため。

別紙位置図

牛会・ハツ並線



三ヶ敷・金丸線

金丸線





①牛会・ハツ並線接続箇所
西から東方向



②交差点
(北から南方向)